

事務連絡

平成24年2月24日

各都道府県保健福祉主管部局御中

厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課

福祉人材確保対策室

社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課

老健局振興課

老健局高齢者支援課

老健局老人保健課

医政局医事課

#### 喀痰吸引等業務の施行等に係る Q&A について（その4）

平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業及び、次年度以降の喀痰吸引等の制度運用に係る質問のうち、都道府県から照会の多いものについて、別添のとおり Q&A 集を作成しましたので送付します。

各位におかれましては、内容御了知の上、必要に応じて事業者等への周知等をお願いいたします。

## A 喀痰吸引等の制度に関すること

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
A27	登録喀痰吸引等事業者	備品	登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)が備えておくべき備品等として「心肺蘇生訓練用器材一式」とあるのが、これを備えるべきとする意図はどのようなものか。	心肺蘇生訓練用機材は医行為に伴う不測の事態に備え、必要に応じて研修を修了した介護職員が初めて医行為を行う前や、就業中のOJT研修などに手技を確認する目的でこれらの備品を備えることとしたところ。
A28	登録研修機関	休廃止	登録研修機関から休止の届出書(休止予定期間を明記)が出され、その後、休止期間満了に伴い事業を再開する際、もしくは引き続き事業を休止する際は何か届出は必要になるか？	休止後の事業再開については、再開届出等の提出なく再開可能である。一方、当初の期間を延長して休止する場合には、再度休止届出書を提出する必要がある。 なお、廃止を行った場合は、その時点で帳簿などが都道府県に引き継がれることとなるため、この後に再開する場合には、再度登録申請から行うこととなる。
A29	認定特定行為業務従事者	認定辞退	様式11「認定特定行為業務従事者 認定辞退届出書」について、認定の辞退とはどのような場合を想定しているのか。また、辞退の根拠は法附則第4条第4項のどの条文が該当するのか。	認定の辞退が発生するケースとしては、H27年度までは介護職員として特定行為を実施するが、H27年度以降は介護福祉士として喀痰吸引等業務に従事するため、従事者認定証は返納する場合を考えている(それ以外の従事者が辞退したい場合にも用いて差し支えない)。 なお、認定辞退については上記のようなケースに備えて示したものであり、法令上の規定はない。

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
A30	認定特定行為業務従事者	登録	<p>認定特定行為業務従事者について、以下のような変更が発生した場合に、どのような申請を行えばよいか。</p> <p>①経過措置対象者が平成24年度以降に登録研修機関の研修(第一号～第三号)を修了した場合  ②第三号研修修了者が別の対象者の実地研修を修了した場合  ③第三号研修修了者が同一の対象者に対する別の行為の実地研修を修了した場合  ④第三号研修修了者が第一号、第二号研修を修了した場合  ⑤第二号研修修了者が第一号研修を修了し、実施可能な行為が増えた場合</p>	<p>基本的な考え方としては、実施できる行為が増えた場合には既存の認定証を変更し、対象者の変更(第三号研修から第一・二号への変更を含む)や、経過措置から本則の適用に変わった場合には新たな認定登録が必要となる。</p> <p>①新規の申請を行い、新たな認定証を交付する  ②新規の申請を行い、新たな認定証を交付する  ③変更の申請を行い、交付済みの認定証を書き換える  ④新規の申請を行い、新たな認定証を交付する  ⑤変更の申請を行い、交付済みの認定証を書き換える</p>
A31	認定特定行為業務従事者	申請	<p>認定特定行為業務従事者の認定については、申請者の住所地の都道府県へ申請することになると思うが、例えば勤め先の事業所の所在地が住所地とは別の都道府県にある場合などにおいて、事業所が職員の認定申請をとりまとめの上、事業所の所在地の都道府県へ申請を行うことは可能か。</p>	<p>お見込みの通り、申請者の住所地の都道府県に申請することが基本となるが、住所地以外の都道府県で認定しても差し支えない。</p>
A32	その他	事務	<p>平成24年4月1日は日曜日になるが、認定証の交付や登録事項についてどのように対応すればよいか。</p>	<p>規定はないため、4月1日の登録日付のものを4月2日以降に交付することや、事前の3月中に交付することとしても差し支えない。</p>
A33	認定特定行為業務従事者	申請	<p>認定証の交付申請書(様式5-1、5-2)の添付資料に、住民票(写し)とあるが、本籍、住所地が確認できるものとして、例えば、運転免許証の写しなど、これに代わるものでもよいか。</p>	<p>住民票の写しの提出は省令附則第5条に規定されている事項のため、他のもので代替は不可である。</p> <p>ただし、学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く)の教員に限っては、教育職員免許状の写しの提出と、住所を記載した書類等を所属する学校等で作成し学校長等が承認するなど、公的機関の証明により内容が担保されるのであれば、住民票の写しに換えることとして差し支えない。具体的な処理方法や様式等については、教育委員会と都道府県の知事部局とで個別に調整されたい。</p>

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
A34	登録喀痰吸引等事業者	要件	法第48条の5第1号各号に適合することを証する書類については、どのような内容が記載されていれば適合とみなしてよいか。	最低限の内容として、別紙「適合要件チェックリスト」の項目が満たされていれば適合とみなして差し支えない。 なお、今後、関連様式の提示を予定しているが、それまでの間における適合要件の確認として、例えば特養の場合であれば全国老協が提示している指針要件など、既存の条件を適宜参考にして行い、追って提示する関連様式を踏まえた書類を改めて届出させることとしても差し支えない。
A35	特定行為	範囲	今般の制度化によって、介護従事者にも可能となった行為以外の行為は、実施できなくなると考えて良いか。	喀痰吸引と経管栄養以外の行為が医行為に該当するか否かや、介護職員が当該行為を実施することが当面のやむを得ない措置として許容されるか否かは、行為の態様、患者の状態等を勘案して個別具体的に判断されるべきものであり、法が施行された後もその取扱いに変更を加えるものではない。
A36	研修の一部履修免除	第3号研修	違法性阻却通知に基づく研修等を修了し、たんの吸引等を行っていた介護職員等で、対象者の死亡や転出等、何らかの事情により特定の者の経過措置認定が受けられない介護職員等が、平成24年4月1日以降に第3号研修を受ける場合、通知にも基づく研修等の受講履歴その他受講者の有する知識及び経験を勘案した結果、相当の水準に達していると認められる場合には、当該喀痰吸引等研修の一部を履修したものとして取り扱うことができ、一部履修免除されると考えてよいか。	お見込みのとおり。 研修の一部履修免除の範囲等については、平成23年11月11日付け社援発1111第1号「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について(喀痰吸引等関係)」局長通知を参照されたい。
A37	研修の一部履修免除	第3号研修	違法性阻却通知（「ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について」「在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて」）に基づく研修等を修了し、たんの吸引等を行っていた介護職員等で、対象者の死亡や転出等何らかの事情により特定の者の経過措置認定が受けられない介護職員等が、平成24年4月1日以降に、第3号研修を受講し、新たな対象者にたんの吸引等を行う場合、例えば、 ・喀痰吸引の行為が必要な対象者の場合は、実地研修（特定の対象者に対する当該行為）のみを受講すれば良く、 ・経管栄養の行為が必要な対象者の場合は、基本研修（経管栄養部分の講義3時間と演習1時間）及び実地研修（特定の対象者に対する当該行為）を受講するということがよいか。	お見込みのとおり。 なお、喀痰吸引の行為が必要な対象者の場合に、基本研修（経管栄養部分の講義3時間と演習1時間）を受講することを妨げるものではない。

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
A38	研修の一部履修免除	第3号研修	<p>違法性阻却通知（「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」）に基づく研修等を修了し、たんの吸引等を行っていた教員で、異動等何らかの事情により特定の者の経過措置認定が受けられない教員が、平成24年4月1日以降に、第3号研修を受講し、新たな幼児児童生徒にたんの吸引等を行う場合、A36の研修の一部履修免除を適用し、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気管カニューレ内部の喀痰吸引以外の特定行為が必要な幼児児童生徒の場合は、実地研修（特定の対象者に対する当該行為）のみを受講すれば良く、</li> <li>・気管カニューレ内部の喀痰吸引が必要な幼児児童生徒の場合は、基本研修（気管カニューレ内部の喀痰吸引に関する部分を含む講義3時間と演習1時間）及び実地研修（特定の対象者に対する当該行為）を受講するということがよいか。</li> </ul>	<p>お見込みのとおり。</p> <p>なお、気管カニューレ内部の喀痰吸引以外の行為が必要な幼児児童生徒の場合に、基本研修（気管カニューレ内部の喀痰吸引に関する部分を含む講義3時間と演習1時間）を受講することを妨げるものではない。</p>

## B 経過措置対象者に関すること

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
B12	認定特定行為業務従事者	申請	様式17-3「認定特定行為業務従事者認定証(経過措置)交付申請書添付書類」について、※一時的に離職している者(…やむを得ず離職し転職活動中等の者を含む。)とありますが、これは、どのようなケースを想定しているのでしょうか。	経過措置対象者の要件として、法では「法律の施行の際現に介護の業務に従事する者」とされているが、育児休暇中やH24.4.1間際で離職した者も経過措置対象者に含まれるようにするため注記を加えている。
B13	違法性阻却通知関係	対象者	程度区分4以上のケアホーム利用者が重度訪問介護を利用し、喀痰吸引を行っている場合について、当該介護職員は、今回の制度の経過措置対象となるか。	ケアホームで派遣介護職員が支援する時は、在宅扱いとしていることから、ケアホーム利用者が重度訪問介護を利用し、喀痰吸引を行っている場合についても、違法性阻却通知に基づき実施している行為については経過措置の対象となる。

## C 平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(不特定多数の者対象)

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
C34	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	実地研修	平成23年度末の時点で、実施研修で別表3-1又は3-2の一部の行為が規定回数に達しない場合、どのように扱えばよいか。 (例)口腔内(10回)鼻腔内(20回)胃ろう・腸ろう(10回)	介護職員が平成23年度内に修了しなかった行為について、都道府県において平成24年度に継続して実地研修を実施する旨の予定及び24年度の実地研修実施状況を確認でき、また、平成23年度内に実地研修が修了した行為を都道府県知事が認定しうる場合については平成23年度内に修了した行為の証明をし、認定特定行為業務従事者の認定を実施することはやむを得ない。 なお、これは平成23年度末時点での対応をお示しするもので、本年度の実地研修については、研修実施要綱別表3-1又は3-2の各行為の実地研修が可能な研修施設を確保した上で実施するを前提としており、別表の研修類型以外で実地研修を実施する趣旨ではないため御留意いただきたい。
C35	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	実地研修	平成23年度の研修事業で、実地研修で一部の行為が不合格だった場合(合格基準を満たさなかった場合)どのように修了認定をしたらよいか。(例)口腔内(○)鼻腔内(○)胃ろう・腸ろう(×)	修了した行為のみを修了認定する。
C36	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	実地研修	基本研修までは終了したが、実地研修について終了した行為がない場合には、受講内容をどのように証明すればよいか。	都道府県の任意の様式で、終了した部分等について「受講証明書」を発行いただきたい。

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
C37	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業	修了証明書	<p>(「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業」の実施について平成23年10月6日付「老発1006第1号厚生労働省老健局長通知」別添4-1、4-2の修了証明書の実地研修を終了した行為について、具体的にどのように記載すればよいか。</p>	<p>下記に準じて記載願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・口腔内のたんの吸引</li> <li>・鼻腔内のたんの吸引</li> <li>・気管カニューレ内部のたんの吸引</li> <li>・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養(半固形を除く)</li> <li>・経鼻経管栄養</li> </ul> <p>注1)半固形について実施した場合の記載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養(半固形を含む)</li> </ul> <p>注2)人工呼吸器装着者のたんの吸引の記載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・口腔内のたんの吸引(人工呼吸器装着者を含む)</li> <li>・鼻腔内のたんの吸引(人工呼吸器装着者を含む)</li> <li>・気管カニューレ内部のたんの吸引(人工呼吸器装着者を含む)</li> </ul>



## D 平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
D18	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	全体	平成23年度末の時点で、研修の全課程を修了できない場合、都道府県又は都道府県の委託を受けた事業実施者は、終了した内容をどのように証明すればよいか。 また、残りの研修について平成24年度以降に研修を実施しても差し支えないか。	都道府県の任意の様式で、終了した内容等についての証明書を発行いただきたい。 また、残りの研修について平成24年度以降に引き続き研修を実施しても差し支えない。

## 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類チェックリスト

（事業所名 ）

✓	確認事項	備考
1-① 喀痰吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けること		
a	医師からの指示の方法が文書によるものとなっていることが文書化されていること	
b	指示内容に関する確認の方法が文書化されていること	
c	指示書の管理方法が文書化されていること	
1-② 利用者の状態について医師、看護職員が定期的に確認すること		
a	医師、看護職員が定期的に確認することが文書化されていること（確認頻度については、利用者ごとに異なることから、その部分が分かるような記載となっていることが望ましい）	
b	医師、看護職員が確認した結果、対応方法等について介護職員等が指導を受けることが文書化されていること	
1-③ 医療従事者と介護職員とで適切な役割分担、情報連携が図られていること		
a	個別の対象者ごとに具体的に医療従事者及び介護職員の役割分担を形成することが文書化されていること	
b	関係機関の名称、関係者の氏名及び役職等が明記されていること	
c	医療従事者及び介護職員それぞれの情報共有方法及び、連絡窓口が明記されていること	
1-④ 医療従事者と連携のもと、利用者ごとの喀痰吸引等実施計画書を作成すること		
a	喀痰吸引等実施計画書の作成について、作成方法、施設内の承認過程及び、関係職種や、対象者及びその家族等との共有方法が文書化されていること	
b	実施計画書の管理方法、期間が文書化されていること	
c	計画に変更が発生した際の計画書変更方法について文書化されていること	
1-⑤ 喀痰吸引等実施報告書を作成し、担当医師に提出すること		
a	喀痰吸引等実施報告書の作成について、作成方法、施設内の承認過程及び、医師への報告方法及び、その他関係職種への情報共有方法について文書化されていること（報告頻度については、利用者ごとに異なることから、その部分が分かるような記載となっていることが望ましい）	
b	実施報告書の写しの管理方法、期間について文書化されていること	
1-⑥ 緊急時における医療従事者との連絡方法が定められていること		
a	緊急時の対応方法として状況確認方法、措置方法、上位者への連絡手順が文書化されていること	
b	医療従事者に連絡するまでの連絡ルート（連絡先を含む）が文書化されていること	
2-① 喀痰吸引等の実地研修まで修了した介護職員等が業務を行うこと		
a	介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿に修了した実地行為種別が記載されていること（看護師等であって介護職員として勤務する者にあつては、該当資格を有することの記載があること）	
b	介護福祉士登録証（平成27年以降）、認定特定行為業務従事者認定証の写しから、修了した実施行為種別が確認できること（看護師にあつては免許書の写しの提出のみ）	
2-② 介護福祉士への実地研修実施方法が規定されていること		
-	平成27年以前では考慮不要	

2-③ 安全委員会の設置が規定されていること		
a	安全委員会の構成員及び、その役割分担が文書化されていること	
b	安全委員会で管理すべき項目、会議の実施頻度が文書化されていること	
c	安全委員会で管理すべき項目に「喀痰吸引等業務の実施計画や実施状況」の他、「OJT研修」「ヒヤリ・ハット等の事例蓄積、分析」「備品及び衛生管理」が含まれていること	
2-④ 安全性確保のための研修体制が確保されていること		
a	特定行為に関するOJT研修の内容や研修対象者、実施頻度等が文書化されていること	
2-⑤ 喀痰吸引等実施のために必要な備品が備わっていること		
a	備品一覧及び、その使用目的が文書化されていること	
2-⑥ 衛生面を考慮した備品の管理方法が規定されていること		
a	備品一覧に記載した備品のうち、衛生面について考慮が必要なものについて、その管理方法が文書化されていること	
2-⑦ 感染症の予防、発生時の対応方法が規定されていること		
a	感染症を予防するための衛生管理方法が文書化されていること	
b	感染症の発生が疑わしい場合の確認方法が文書化されていること	
c	感染症発生時の対応方法及び、関係機関への連絡方法が文書化されていること	
2-⑧ 喀痰吸引等実施に対する利用者、家族への説明、同意手順が規定されていること		
a	利用者もしくはその家族に対して、文書および口頭で説明を行い、説明内容については以下の事項を含むことが文書化されていること a) 提供を受ける特定行為種別 b) 提供を受ける期間 c) 提供を受ける頻度 d) 介護職員が特定行為を行うこと e) 提供体制	
b	同意を受けた内容に変更が発生した場合に再度説明し、同意を得ることが文書化されていること	
c	同意書の管理方法、期間が文書化されていること	
2-⑨ 業務を通じて知り得た情報の秘密保持措置が規定されていること		
a	業務を通じて知り得た情報の秘密保持措置が文書化されていること	